

議案第 37 号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 7 月 1 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則中第17項を第18項とし、第5項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東郷町都市計画税条例附則第5項の規定は、令和6年4月1日以後に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課すべき令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した一定の固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置の割合を 2 分の 1 とすること。（附則第 5 項関係）

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に整備した一定の固定資産に対して課す令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用すること。
- (3) 2 の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された一定の固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例によること。